

大牟田市水道料金等関連業務委託契約書（案）

大牟田市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、大牟田市水道料金等関連業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条 委託者は、大牟田市水道料金等関連業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。業務内容については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）窓口業務
- （２）検針業務
- （３）開閉栓業務
- （４）調定に係る資料作成業務
- （５）収納業務
- （６）滞納整理業務
- （７）宿日直業務
- （８）常直業務
- （９）上水道維持管理業務
- （１０）下水道事業受益者負担金業務
- （１１）その他業務

２ 業務の詳細については、別添の大牟田市水道料金等関連業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

（委託期間等）

第２条 業務の委託期間は、令和９年〇〇月〇〇日から令和１４年３月３１日までとする。ただし、令和９年〇〇月〇〇日から令和９年３月３１日までは、委託業務を履行するための引継期間とし、業務履行期間は令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。※業務の委託期間については、契約締結日の翌日とする。

（業務の履行場所）

第３条 業務の履行場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- １ 事務所及び宿直室 大牟田市有明町２丁目３番地 大牟田市企業局庁舎１階
- ２ 履行区域 大牟田市、近隣市町及び本市が認めた区域

（業務委託料）

第４条 前条に規定する業務履行期間における業務の委託料総額は、金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇を含む。）とし、業務委託料は月額

〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇を含む。）とする。

なお、業務委託料の内訳は、別紙１のとおりとする。

ただし、本契約に基づき又は委託者と受託者の協議により金額の増額又は減額等の見直しが行われた場合は、当該増額又は減額が行われた金額とする。

（物価変動等による見直し）

第５条 物価変動等による見直しについては、別紙２「物価変動等による見直し」に基づき行うものとする。

（総則）

第６条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、仕様図書（大牟田市水道料金等関連業務委託仕様書、大牟田市水道料金等関連業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び実施要領等に関する質問及び回答をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２ 受託者は、業務を委託期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３ 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４ 受託者は、この契約書若しくは仕様図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５ 受託者は、第１条に規定する業務が公共性を有することを十分理解し、また、その趣旨を尊重し、業務を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第７条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

（個人情報の保護）

第８条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第８条の２ 受託者は、この契約による業務を処理するための保有個人情報の取扱いにつ

いては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第9条 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密及び情報（個人情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による業務に従事している業務従事者（第20条第3項の規定により委託者の承諾を受けて再委託した場合における当該再委託を受けた者を含む。）に対し、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受託者は、この契約の履行に当たって取り扱う個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾があった場合は、この限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第11条 受託者は、この契約の履行のために委託者から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾があった場合は、この限りでない。

（個人情報の受渡し及び搬送）

第12条 委託者及び受託者は、この契約の履行のため個人情報の受渡しを行う場合は、その内容、数量、提供方法、取扱者及び受渡し日を確認の上、行うものとする。

2 委託者は、個人情報の搬送中において個人情報の散逸、き損等の事故がないように安全確保に万全の対策を講じなければならない。

（適正な管理）

第13条 受託者は、この契約の履行に当たって取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（返還義務）

第14条 受託者は、この契約のため委託者から引き渡された個人情報を業務遂行上不要となったとき、又は業務が終了したときには、直ちに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故報告義務等）

第15条 受託者は、この契約の履行に当たって取り扱う個人情報に関し、漏えい、き損、滅失、改ざんその他の事故が生じたときは、適切な応急の措置を講じるとともに、遅滞

なくその状況を委託者に報告し、その指示に従うものとする。

（調査等）

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、個人情報処理状況及び保管状況、委託料の使途その他必要な事項について調査し、受託者に報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

（契約保証金）

第17条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を委託者に納付しなければならない。ただし委託者は、受託者に対して、大牟田市企業局契約事務規程（平成14年企業管理規程第3号）第2条により準用する大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第23条の2第○号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第18条 受託者は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第19条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、

第9条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第20条 受託者は、業務（個人情報の処理を含む。）の全部を一括して、又は委託者が仕様図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が仕様図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（指名停止措置を受けた者等への再委託の禁止）

第21条 受託者は、大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第47条第1項第9号に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者が第47条第1項第9号に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせていた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

- 3 前項の規定により契約が解除されたことにより生じる損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第22条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその施行方法を指定した場合において、仕様図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（関係者との交渉等）

第 2 3 条 関係者との交渉等は、受託者が行うものとする。この場合において委託者の指示がある時は、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 2 4 条 受託者が第三者の所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、受託者がその承諾を得るものとする。

(履行報告)

第 2 5 条 受託者は、仕様図書に定めるところにより、年度における契約の履行について委託者に年間業務完了報告書により報告しなければならない。

(貸与品等)

第 2 6 条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、仕様図書に定めるところにより、業務の完了、仕様図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 2 7 条 受託者は、業務の内容が仕様図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 2 8 条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 仕様図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等仕様図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(5) 仕様図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（仕様図書等の変更）

第29条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様図書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第30条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第39条において「天災等」という）。であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、

業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(適正な委託期間の設定)

第31条 委託者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむ得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による委託期間の延長)

第32条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に委託期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。委託者は、その委託期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による委託期間の短縮等)

第33条 委託者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第34条 委託期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託期間の変更事由が生じた日(第32条の場合にあっては委託者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が委託期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない

場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第 3 5 条 業務委託料の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、委託者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第 3 6 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、措置内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第 3 7 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 3 9 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 3 8 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその

損害額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害額（仕様図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその損害額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動の理由により第三者に及ぼした損害（仕様図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第39条 成果物の引渡し前に、天災等（仕様図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仕様図書で提示された条件に従って業務を履行することができず、業務の出来形部分（以下この条及び第53条において「業務の出来形部分」という。）に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 前項に規定する損害の額は、損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える仕様図書の変更)

第40条 委託者は、第22条、第27条から第30条まで、第32条、第33条、第36条、第37条、前条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様図書を変更することができる。この場合において、仕様図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第41条 受託者は、業務を完了したときは、別紙1に基づき業務完了月の翌月初め5営業日までに、その旨を委託者に完成届により通知しなければならない。また、速やかに保有個人情報の安全管理措置に関する報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの下、仕様図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を

受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

（業務委託料の支払い）

第42条 受託者は、前条第2項（同条第5項後段において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、第3条に規定する毎月の業務委託料の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に受託者に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第43条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（契約不適合責任）

第44条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相応な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その契約不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

なければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第45条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第46条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第47条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第18条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)、暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この項において、「暴力団員等」という。))が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団員等であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は利用しているとき。

ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト 役員等が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受託者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(チに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
(受託者の催告による解除権)

第49条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(受託者の催告によらない解除権)

第50条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第29条の規定により仕様図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第30条の規定による業務の中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
(解除の効果)

第52条 この契約が解除された場合には、第6条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第53条 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があ

るときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、その他の物件（第20条第3項の規定により、受託者からの業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、契約の解除が第46条、第47条又は次条第3項によるときは受託者が負担し、第45条、第49条又は第50条によるときは委託者が負担する。

4 第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受託者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条又は次条第3項によるときは委託者が定め、第45条、第49条又は第50条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して定める。

（委託者の損害賠償請求等）

第54条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）委託期間内に業務を完了することができないとき。

（2）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第46条又は第47条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第46条又は第47条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第47条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第17条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第55条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第42条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）、第8条第1項に規定する率（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第56条 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）の10分の2に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。この項において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反にする行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが

確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。この項において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の運用があるとき。

(6) 第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

2 受託者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

第57条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第41条第3項又は第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規

定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

- 第58条 受託者は、仕様図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（紛争の解決）

- 第59条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者との間に紛争が生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

- 3 委託者又は受託者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う委託者と受託者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

（契約外の事項）

- 第60条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

委託者 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

(代表者) 大牟田市企業管理者

黒田 省 二 (印)

受託者 ○○○○○○



(代表者) ○○○

○ ○ ○ ○ (印)

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う業務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（保有の制限）

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た保有個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に保有個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、甲が乙に求める保有個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた保有個人情報等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した保有個人情報等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第12 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

(指示及び報告)

第14 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(運搬)

第15 乙は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 甲は委託者である大牟田市を、乙は受託者を指す。

別紙 1

(単位：円)

	対象期間	委託料 (税込)	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額		対象期間	委託料 (税込)	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額
令和9年度	4月			令和12年度	4月		
	5月				5月		
	6月				6月		
	7月				7月		
	8月				8月		
	9月				9月		
	10月				10月		
	11月				11月		
	12月				12月		
	1月				1月		
	2月				2月		
	3月				3月		
令和9年度小計		0	0	令和12年度小計		0	0
令和10年度	4月			令和13年度	4月		
	5月				5月		
	6月				6月		
	7月				7月		
	8月				8月		
	9月				9月		
	10月				10月		
	11月				11月		
	12月				12月		
	1月				1月		
	2月				2月		
	3月				3月		
令和10年度小計		0	0	令和13年度小計		0	0
令和11年度	4月			令和9年度～ 令和13年度 合計		0	0
	5月						
	6月			令和11年度	6月		
	7月				7月		
	8月				8月		
	9月				9月		
	10月				10月		
	11月				11月		
	12月				12月		
	1月				1月		
	2月				2月		
	3月				3月		
令和11年度小計		0	0				

別紙2

物価変動等による見直し

1 見直し要件等

(1) 初回見直し時の指標の基準は令和8年10月1日時点とし、これを見直しの起点とする。以後、比較基準は毎年10月1日とし、当該基準日における根拠指標等に対する変動率を確認したうえで、次のいずれかに該当する場合は見直しを行うものとする。

- ① 根拠指標等の変動率が、前年と比較し $\pm 1.0\%$ 以上の場合
 - ② 根拠指標等の変動率が、直近の見直しからの累積が $\pm 1.5\%$ 以上の場合
- ただし、通信運搬費は、①及び②の見直し要件の対象外とする。

なお、見直しを行った場合は、当該見直しの基準日（10月1日）を起点とする。

(2) (1) の見直し要件の対象外である通信運搬費のうち郵便料金に限り、本業務履行期間中に郵便料金の改定がなされたときは、本市又は受託者の申出により協議を行い、見直しを行うものとする。

(3) 受託者は変動の有無にかかわらず、変動に係る資料を本市が指定した時期に書面により毎年提出すること。

3 対象項目及び根拠指標等

本業務に係る物価変動等による見直し対象項目及び根拠指標等は、下表に示すとおりとする。

ただし、当該指標の運用が著しく実態と乖離する場合は、本市と受託者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。

(1) 2見直し要件等 (1) ①及び②によるもの

対象項目		根拠指標等
直接人件費（うち引継ぎに係る費用は除く。）		賃金構造統計調査（厚生労働省） ・都道府県別参考表1－性、決まって支給する現金給付額、所定内給付額及び年間賞与その他特別給与額（男女計） 男女計「決まって支出する現金給付額」－都道府県「福岡」
物件費等（備用品、印刷製本費等）		消費者物価指数（総務省） ・表－生鮮食品を除く総合－全国
その他	その他（検針に係る費用を含む。） （うち通信運搬費は除く。）	消費者物価指数（総務省） ・表－生鮮食品を除く総合－全国

(2) 2見直し要件等(2)によるもの

対象項目		根拠指標等
その他	通信運搬費（うち郵便料金に限る。）	郵便料金（総務省）の改定に基づくもののみ

4 見直しの申出等

(1) 申出

見直しを希望する本市又は受託者が申出を行った場合は、申出を受けた本市又は受託者は、事前打ち合わせに応じるものとする。なお、翌年度の見直しについて、当該申出ができるのは前年度の10月末までとする。

(2) 事前打ち合わせ及び見直し額の算出

本市又は受託者から申出が行われた場合、本市と受託者は翌年度における見直し額の打ち合わせ及び見直し額の算出を申出から概ね1か月以内に行う。

翌年度分の見直し額の算出は、10月1日時点で公表されている最新の根拠指標等及び受託者から提出される変動に係る資料に基づき行う。

(3) 業務委託料の見直し

基準日における見直しを行うこととした場合は、翌年度の業務委託料に反映させるものとする。

5 協議書等

(1) 協議書等

本市と受託者は、4(3)「業務委託料の見直し」により算出した見直し額について、最終協議を行い、該当年度分の協議書を締結する。